

令和 年 月 日

大船渡地区環境衛生組合 御中

\_\_\_\_\_  
(地域公民館住所)

\_\_\_\_\_  
(地域公民館名)

\_\_\_\_\_  
(館長名) ⑩

\_\_\_\_\_  
(館長の住所)

\_\_\_\_\_  
(電話)

### ごみステーションの「移設」に係る申請書

ごみステーションを、下記のとおり移設したいので、新たに収集を開始するよう申請します。

なお、ステーションの設置は、貴組合の同意後とし、ごみの排出は、貴組合が指定する期日以降とします。

#### 記

1 移設の理由

2 場所（所在地）

現在地：\_\_\_\_\_

移設後：\_\_\_\_\_

3 移設について

移設先の土地所有者から承諾を ⇒ 得ている 得ていない

所有者 氏名：\_\_\_\_\_

所有者 住所：\_\_\_\_\_

所有者 連絡先：\_\_\_\_\_

4 ステーション利用世帯戸数 \_\_\_\_\_ 戸

※ 住宅地図など、新・旧の設置場所がわかる図面を添付願います。

5 収集開始希望日 令和 年 月 日

## ステーション設置要件

- ① 利用世帯が概ね 20 世帯以上であり、住民が利用しやすい場所であること
- ② 隣接するステーションから概ね 300m以上離れていること
- ③ 収集車の通行が可能な道路幅があり、付近に収集車の回転場所があること
- ④ 土地所有者の了解を得ていること

\* この要件に合致しない場合であっても、地域における設置の必要性等を考慮し、新設等を同意する場合があります。

### 【事前協議から新設まで】

- ① 新設（移設）の申し出 \* 電話でかまいません。
- ② 当組合による現地確認
- ③ 新設等申請書の提出 \* 周辺地図を添付願います。
- ④ 同意・収集開始

\* 新設等の申請者は「地域公民館長」のみとします。各地域内において十分に協議のうえ、申請をお願い致します。

### 【申請様式】

「ごみの出し方」については、全世帯配布した「保存版/ごみ分別辞典」をぜひご参照ください。

### 【問い合わせ先】

大船渡地区環境衛生組合（クリーンセンター）  
（所在地）大船渡市猪川町字藤沢口 5 4 - 1  
（電話） 2 6 - 4 7 3 9